

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

四日市市上下水道事業管理者

下水道事業受益者負担金決定通知書

| 次のとおり下水道受益者負担金を決定したので、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第5条の規定により通知します。 | | | | |
|--|------|--------|--------|--------|
| 賦課年度 | 通知番号 | 合計負担面積 | 単位負担面積 | 負担金決定額 |
| | | | | |
| 土地の所在 | | 負担面積 | 負担額 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注1 受益者に変更があったときは、すみやかに受益者変更申告書を提出してください。
変更の日以後の納期に係る負担金は新しく受益者となった者が負担することになります。

注2 この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第3号様式（第9条関係）

下水道事業受益者負担金過誤納付金還付（充当）通知書

年 月 日

受益者

住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

次のとおり下水道事業受益者負担金に係る過誤納金を還付（充当）しますから、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第3項の規定により通知します。

| 収納簿No. | | 年度 | 第 期 | 納付年月日 年 月 日 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|-------------|-----|-------|---------------|
| 過誤納金 | 区 分 | 納 付 額 | 正 当 収 納 額 | 差 引 過 納 額 | 備 考 | | |
| | 負 担 金 額 | 円 | 円 | 円 | | | |
| | 延 滞 金 | | | | | | |
| | 還 付 加 算 金 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 充 当 内 容 | 年 度 期 別 | | 未 納 の 金 額 | | | 充 当 額 | 差 引 未 納 還 付 額 |
| | | | 負 担 金 額 | 延 滞 金 | 計 | | |
| | 年 度 | 第 1 期 | | | | | |
| | | 第 2 期 | | | | | |
| | | 第 3 期 | | | | | |
| | | 第 4 期 | | | | | |
| | 年 度 | 第 5 期 | | | | | |
| | | 第 6 期 | | | | | |
| | | 第 7 期 | | | | | |
| | | 第 8 期 | | | | | |
| | 年 度 | 第 9 期 | | | | | |
| | | 第 10 期 | | | | | |
| | | 第 11 期 | | | | | |
| 第 12 期 | | | | | | | |

（注）この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）決定通知書

第 年 月 日 号

受益者
住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、次のとおり決定したので、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により通知します。

| | | | | | | |
|---|-----|-----------------|-------|-------------|--------|-----|
| 決定事項 <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない | | 決定理由 | | | | |
| 収納簿 No. 徴収猶予 を受けよ うとする 金額 | 年 度 | 期 別 | 納 期 限 | 負担金額 | 延 滞 金 | 計 |
| | 年度 | 第 期 | 年 月 日 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 徴収猶予を受けようとする期間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |
| 担 保 | | | | 保 証 人 | 住所 | |
| | | | | | 氏名 | |
| 納 付 計 画 | 回 数 | 分割納付期限 | 金 額 | 回 数 | 分割納付期限 | 金 額 |
| | | 年 月 日 | 円 | | 年 月 日 | 円 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第6号様式（第11条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

受益者

住所又は所在地
氏名又は名称 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により徴収猶予を承認した負担金について、同規程第11条第5項の規定により徴収猶予を取り消したので次のとおり負担金を納付されるよう通知します。

| | |
|-------|-------|
| 取消年月日 | 年 月 日 |
| 納付期限 | 年 月 日 |
| 納付金額 | 円 |
| 取消理由 | |

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第12条関係）

下水道事業受益者負担金減免（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

受益者

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____ 様

四日市市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者負担金の減免について、次のとおり決定したので、四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条第2項の規定により通知します。

| 決定事項 <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない | | 決定理由 | | | | | |
|---|-----|------|----------------|----------------|-----|--------|--|
| 土地の所在 | | 地目 | 地積 | 減免地積 | 減免率 | 備考 | |
| | | | m ² | m ² | % | | |
| | | | m ² | m ² | % | | |
| | | | m ² | m ² | % | | |
| | | | m ² | m ² | % | | |
| 収納簿番号 | | 負担金額 | | 減免金額 | | 差引負担金額 | |
| No. | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 年度 | 期別 | 負担金額 | | 年度 | 期別 | 負担金額 | |
| 年度 | 第 期 | 円 | | 年度 | 第 期 | 円 | |
| 年度 | 第 期 | 円 | | 年度 | 第 期 | 円 | |
| 年度 | 第 期 | 円 | | 年度 | 第 期 | 円 | |
| 年度 | 第 期 | 円 | | 年度 | 第 期 | 円 | |

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 1 1 号様式を次のように改める。

第11号様式（第14条関係）

下水道事業受益者負担金納期限変更通知書

年 月 日

様

四日市市上下水道事業管理者

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条第2項の規定により、繰上徴収するため、次のとおり納期限を変更します。

| | |
|---------|-------|
| 負担金額 | 円 |
| 変更後の納期限 | 年 月 日 |

| 賦課年度 | 期別 | 納期限 | | | 負担金額 | 備考 |
|----------|----|-----|--|--|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |
| 繰上徴収する理由 | | | | | | |

(注) この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)